

非常勤職員の募集について

総務省中国四国管区行政評価局では、総合行政相談所の設置・運営及び同相談所において行政に関する苦情等の受付・処理に関する業務等を行う行政相談推進員(非常勤職員)を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	行政相談推進員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政に関する苦情等の受付・処理に関すること 総合行政相談所の設置・運営に関すること その他行政相談業務に関し、中国四国管区行政評価局長が指示する事項に関すること
募集人員	2人
応募資格	<p>以下の条件を全て満たしている方</p> <p>1 積極的に業務に取り組む意欲があり、人格円満で協調性を有していること。</p> <p>2 パソコン操作(ワード、エクセル等)の経験を有していること。</p> <p>官公庁又は民間企業において、おおむね1年以上の職務経験を有し、行政相談推進員として直接役立つ実務経験を有していることが望ましい。</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。</p> <p>1 日本国籍を有しない者</p> <p>2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者</p> <ul style="list-style-type: none"> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者 <p>3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)</p>
勤務時間	原則9時30分～17時30分(休憩時間:13時～13時45分) 月間7日程度勤務(土曜、日曜、休日勤務の場合あり。)
勤務地	行政困りごとなんでも相談所(広島市中区基町6-27 そごう広島店本館9階)
雇用期間	令和8年4月1日から9年3月31日まで
賃金支払日	原則として毎月16日(毎月末日締切翌月支払)
賃金	概ね日給11,161円 期末手当及び勤勉手当(当方規定による)
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給(出勤日数に応じ支給する。)
退職手当	無
加入保険等	無
住宅	無・住居手当無
応募方法	<p>総務省中国四国管区行政評価局採用ページ(下記URL)に掲載の履歴書(写真画像貼付)に必要事項を記載し、下記送付先まで電子メールで送付してください(令和8年2月3日(火)必着)。履歴書の職務欄に仕事内容を明記するか、又は職務経歴書(任意様式)を送付してください。</p> <p>【中国四国管区行政評価局採用ページURL】 https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/saiyou.html</p> <p>ファイル形式はPDF(ファイルサイズは20MB未満としてください。)、メールの件名は「行政相談推進員応募」としてください。</p> <p>書類選考を通過された方のみ、面接選考の日時等をご連絡します。</p> <p>応募者多数の場合、募集を締め切ることがあります。</p>
その他	応募の秘密については厳守いたします。 採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。

【履歴書の送付先・問合せ先】

総務省中国四国管区行政評価局

総務行政相談部総務課人事係

mail :chugokuhyouka01@soumu.go.jp

TEL 082-228-6172

【担当】松田、廣本、岡本